

令和 8 年 7 月

お客さま各位

佐賀東信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に伴う各種規定の改定について

平素は、佐賀東信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当組合では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みを進めるにあたり、下記のとおり当座勘定規定等関連する規定を改定させていただきますのでお知らせいたします。

なお、規定の改定にあたり、改定前からご契約いただいておりますお客様にも改定後の規定が適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

記

1. 改定する規定

- (1) 預金共通規定
- (2) 納税準備預金規定
- (3) 当座勘定規定
- (4) 小切手用法
- (5) 約束手形用法
- (6) 為替手形用法
- (7) 振込規定

2. 改定日

令和 8 年 8 月 1 日

3. 改定内容

別添の新旧対照表をご参照ください。(変更する条項のみ記載しております。)

以上

○ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

本店営業部	0952-30-2121	諸富支店	0952-47-3511
神埼支店（中原出張所）	0952-52-2141	鳥栖支店	0942-83-3667
小城支店（牛津出張所）	0952-73-2251	県庁支店	0952-23-6890



佐賀東信用組合

各種規定 新旧対照表

※改定後の規定は、改定日以降に当組合のホームページ
「規定一覧」でもご覧いただけます。

当座勘定規定

改正後	改正前
第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形・小切手は受け入れません。</u>	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
第8条（手形、小切手用紙） （1）当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> （3）～（4）＜ 省略 ＞ （5）<u>手形用紙、小切手用紙は交付しません。</u>	第8条（手形、小切手用紙） （1）当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （3）～（4）＜ 省略 ＞ （5）<u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u>

改正後	改正前
第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、振出日が2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 第18条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> <u>2026年8月1日現在</u>	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。 第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 第18条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>2025年4月1日現在</u>

預金共通規定

改正後	改正前
3. (証券類の受入れ) (1) この預積金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。定期性預金の場合、小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金は払込日）とします。 <u>ただし、2026年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形・小切手は受け入れません。</u> <u>2026年8月1日現在</u>	3. (証券類の受入れ) (1) この預積金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。定期性預金の場合、小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金は払込日）とします。 <u>2026年4月1日現在</u>

納税準備預金規定

改正後	改正前
3. (預金の払戻し) (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付に充てる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。 (2) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合受付店は直ちに租税納付の手続をします。 <u>2026年8月1日現在</u>	3. (預金の払戻し) (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付に充てる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。 (2) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合受付店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、受付店で取扱うことのできない租税については納付先宛の自己宛小切手を渡しますので、それにより納付してください。 <u>2020年4月1日現在</u>

小切手用法

改正後	改正前
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、 先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。 8. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

約束手形用法

改正後	改正前
3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 できるだけ 記入してください。 8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

為替手形用法

改正後	改正前
4. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	4. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 できるだけ 記入してください。 10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

振込規定 新旧対照表

改正後	改正前
5. <u>< 削除 ></u>	5. <u>(証券類による振込)</u> <u>(1) 当組合以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。</u> <u>(2) 当組合の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当組合が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込資金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後振込通知を発信することもあります。</u> <u>(3) 前期(2)により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。</u> <u>(4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。</u> <u>(5) 提出された振込資金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u>
<u>5.</u> (取引内容の照会等) < 略 >	<u>6.</u> (取引内容の照会等) < 略 >
<u>6.</u> (依頼内容の変更) < 略 >	<u>7.</u> (依頼内容の変更) < 略 >
<u>7.</u> (組戻し) < 略 >	<u>8.</u> (組戻し) < 略 >
<u>8.</u> (通知・照会の連絡先)	<u>9.</u> (通知・照会の連絡先)

改正後	改正前
<略> <u>9.</u>（手数料） <略> <u>10.</u>（災害等による免責） <略> <u>11.</u>（譲渡、質入れの禁止） <略> <u>12.</u>（預金規定等の適用） <略> <u>13.</u>（成年後見人等の届出） <略> <u>14.</u>（規定の変更） <略> <u>2026年8月1現在</u>	<略> <u>10.</u>（手数料） <略> <u>11.</u>（災害等による免責） <略> <u>12.</u>（譲渡、質入れの禁止） <略> <u>13.</u>（預金規定等の適用） <略> <u>14.</u>（成年後見人等の届出） <略> <u>15.</u>（規定の変更） <略> <u>2020年4月1現在</u>